

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

(令和4年1月27日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、適性診断を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

()

問2 (一般貨物自動車運送事業の許可)

一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

()

問3 (荷主の責務)

荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

()

問4 (事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

()

問5（事業計画）

一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、運行計画に定めるところに従わなければならない。

（ ）

問6（運賃及び料金等の掲示）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款その他国土交通省令で定める事項を事業用自動車の車体において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（ ）

問7（名義の利用等の禁止）

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

（ ）

問8（定義）

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を含む。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

（ ）

問9（事業の遂行能力の審査）

国土交通大臣は、法第3条の規定による許可の申請が法第6条第3号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力や、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力に関しては審査しないものとする。

（ ）

問 1 0 (点呼等)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者(補助者)の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

()

問 1 1 (異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

()

問 1 2 (乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

()

問 1 3 (従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

()

問 1 4 (運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、1週間ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

()

問 1 5 (運転者台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。()

問 1 6 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、全ての事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。()

問 1 7 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。()

問 1 8 (運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理資格者証若しくは道路運送法第23条の2第1項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって、国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の補助をさせるための者(補助者)を選任することができる。()

問 1 9 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後180日以内に提出しなければならない。()

問 2 0 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員10人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。()

問 2 1 (自動車検査証の備付け等)

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。()

問 2 2 (定期点検整備)

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。()

問 2 3 (移転登録)

登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。()

問 2 4 (交通事故の場合の措置)

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。()

問 2 5 (休日)

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。()

問 2 6 (書類等の作成及び保存)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領（役務提供委託をした場合にあっては、下請事業者がした役務を提供する行為を実施）、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成し、これを保存しなければならない。

()

II. 次の問27から問29の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問27（定義）

自動車事故報告規則に定められている国土交通大臣への報告が必要な事故について、次のア～ウの中から正しいものを1つ選び、（ ）内に記入してください。

- ア. 死者又は負傷者を生じたもの
- イ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。
- ウ. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、2時間以上自動車の通行を禁止させたもの

()

問28（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号）によって定められています。次のア～オから正しいものを2つ選び、（ ）内に記入してください。

- ア. 拘束時間は、1箇月について299時間を超えないものとする。
- イ. 勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与えること。
- ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とする。
- エ. 連続運転時間は、13時間を超えないものとする。
- オ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

() ()

問 2 9 (届出)

一般貨物自動車運送事業者が国土交通大臣又は地方運輸局長に届出なければならない事項について、次のア～ウの中から正しいものを1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 運行管理補助者が変更になった場合
- イ. 氏名、名称又は住所に変更があった場合
- ウ. 運転者が変更になった場合

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

(令和4年1月27日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (運行管理者) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、適性診断を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

(第18条第1項) 適性診断→資格者証の交付 (×)

問2 (一般貨物自動車運送事業の許可) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(第3条) (○)

問3 (荷主の責務) 【貨物自動車運送事業法】

荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

(第63条の2) (○)

問4 (事業の譲渡し及び譲受け等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(第30条第1項) (○)

問5 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、運行計画に定めるところに従わなければならない。

(第8条第1項) 運行計画→事業計画 (×)

問6 (運賃及び料金等の掲示) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款その他国土交通省令で定める事項を事業用自動車の車体において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(第11条) 主たる事務所その他の営業所において (×)

問7 (名義の利用等の禁止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

(第27条第2項) (○)

問8 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を含む。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

(第2条第2項) 三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く (×)

問9 (事業の遂行能力の審査) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、法第3条の規定による許可の申請が法第6条第3号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力や、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力に関しては審査しないものとする。

(第3条の6第2号、第3号) 審査するものとする (×)

問10 (点呼等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者(補助者)の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

(第7条第1項、第2項) 運行上やむを得ない場合を除き、対面 (×)

問11 (異常気象時等における措置) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(第11条) (○)

問12 (乗務等の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(第8条第1項) 自動車ごと→運転者ごと (×)

問13 (従業員に対する指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

(第10条第1項) (○)

問14 (運行指示書による指示等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、1週間ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

(第9条の3第1項) 第7条第3項に規定する乗務を含む運行ごと (×)

問 1 5 (運転者台帳) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

(第9条の5第2項) (○)

問 1 6 (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、全ての事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(第9条) 全ての→第9条各号に列举される事業用自動車 (×)

問 1 7 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(第3条第4項) (○)

問 1 8 (運行管理者等の選任) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理資格者証若しくは道路運送法第23条の2第1項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって、国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の補助をさせるための者(補助者)を選任することができる。

(第18条第3項) (○)

問 1 9 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業法報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後180日以内に提出しなければならない。

(第2条第1項) 100日以内 (×)

問20 (自動車に関する表示) 【道路運送法】

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員10人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(第95条) (○)

問21 (自動車検査証の備付け等) 【道路運送車両法】

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(第66条第1項) (○)

問22 (定期点検整備) 【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(第48条第1項第1号) ×6ヶ月ごと→○3ヶ月ごと (×)

問23 (移転登録) 【道路運送車両法】

登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

(第13条) (○)

問24 (交通事故の場合の措置) 【道路交通法】

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

(第72条第1項) (○)

問25 (休日) 【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。

(第35条) (○)

問26（書類等の作成及び保存）【下請代金支払遅延等防止法】

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領（役務提供委託をした場合にあっては、下請事業者がした役務を提供する行為を実施）、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成し、これを保存しなければならない。

（第5条）（○）

II. 次の問27から問29の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問27 (定義) 【自動車事故報告規則】

自動車事故報告規則に定められている国土交通大臣への報告が必要な事故について、次のア～ウの中から正しいものを1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 死者又は負傷者を生じたもの
- イ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。
- ウ. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、2時間以上自動車の通行を禁止させたもの

(第2条) ア. 死者又は重傷者、ウ. 3時間以上 (イ)

問28 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等) 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。次のア～オから正しいものを2つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 拘束時間は、1箇月について299時間を超えないものとする。
- イ. 勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与えること。
- ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とする。
- エ. 連続運転時間は、13時間を超えないものとする。
- オ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

(第4条) (ウ) (オ)

問29 (届出)

一般貨物自動車運送事業者が国土交通大臣又は地方運輸局長に届出なければならない事項について、次のア～ウの中から正しいものを1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 運行管理補助者が変更になった場合
- イ. 氏名、名称又は住所に変更があった場合
- ウ. 運転者が変更になった場合

(貨物自動車運送事業法施行規則第44条) (イ)

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R4.1	
受験者数	24	
合格者数	22	